

北九州市設計変更ガイドライン
(プラント工事編)

令和6年4月
北九州市技術監理局

はじめに

北九州市では、上下水道局、環境局、港湾空港局が保有するプラント施設の機械・電気設備（以下プラント設備）関連工事を発注するに当たっては、事前に必要な調査や検討を行い、それらの施工条件等を設計図書に適切に明示するように努めています。しかし、工事発注後に、設計図書に定められた条件が現地の条件と異なることが判明したり、予期できない特別の状態が発生する場合があります、設計図書の訂正や変更等が必要となることがあります。

本ガイドラインは、改正品確法に定める発注者の責務を全うするため、設計・契約変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受注者・発注者の共通指針として、設計・契約変更を適切かつ円滑に実施することを目的として策定しました。

これによって受注者・発注者による対等なパートナーシップの構築と公共建築工事の品質確保につながることを期待しています。

目次

I. 設計変更ガイドライン策定の背景.....	4
1. プラント設備工事の特徴.....	4
2. 工事請負契約の原則.....	4
3. 設計変更ガイドラインの位置づけ.....	4
II. 用語の定義.....	5
III. 設計変更に関する基本事項.....	6
1. 発注者・受注者の留意事項.....	6
2. 設計変更が不可能なケース.....	6
IV. 設計変更、契約変更の具体例.....	7
1. 契約約款第18条（条件変更等）に該当.....	7
2. 契約約款第19条（設計図書の変更）に該当.....	7
3. 契約約款第20条（工事の中止）に該当.....	8
V. 設計変更、契約変更の手続き.....	8
1. 工期及び請負金額の変更.....	8
2. 承諾図書における設計変更.....	8
VI. 関連事項.....	9
1. 仮設・施工方法等の『指定』・『任意』について.....	9
2. 総合評価落札方式について.....	9
資料1：北九州市公共工事受発注者パートナーシップ7か条.....	10
資料2：受注者安心サポートステーション.....	11

I. 設計変更ガイドライン策定の背景

1. プラント設備工事の特徴

- (1) 主要な工事目的物が構造物であって、その形状、寸法、材料等が詳細に設計図で示される土木工事に対して、プラント工事では各製造業者が独自に開発する機器やそれを組み合わせたシステムが主要な工事目的物となります。
- (2) 発注者は、公平性の確保の観点から、製造業者の特定に結びつく詳細な仕様の明示を避け、標準的な仕様を示すにとどめる必要がある場合があります。
- (3) 受注者は、これを満足するためのシステム設計を行い、発注者との承諾図面による協議を経て詳細な仕様を確定することになります。
- (4) 既存施設の工事に関しては、その機能を維持しながらの施工となることもあります。

2. 工事請負契約の原則

- (1) 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならないとされています。(公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項参照)
- (2) 発注者及び受注者は、契約約款に基づき、設計図書に従い、法令を遵守し、締結した契約を履行しなければなりません。
- (3) そこで北九州市では、公共工事の円滑な推進に向けた受発注者の心構えとして、平成27年に受発注者の対等な立場における協力等を掲げた『北九州市公共工事受発注者パートナーシップ7か条』(資料1)を定めました。

3. 設計変更ガイドラインの位置づけ

- (1) 設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケース、不可能なケース等について十分理解しておく必要があることから、一般的な考え方を示すものとして設計変更ガイドラインを策定しました。
- (2) 本ガイドラインは I. 1 で記載したプラント設備工事の特徴を考慮したものとなっています。公共工事にはプラント設備工事の他に、土木工事、建築(建築設備含む)工事がありますが、それぞれで設計積算方法や工事内容等に特徴があるためガイドラインの内容も異なったものとなっています。参考とする際には注意してください。

II. 用語の定義

1. 『設計変更』とは契約約款第18条又は第19条の規定により仕様書等を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。
2. 『契約変更』とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいいます。
3. 『書面』とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印がされた文書をいいます。
4. 『指示』とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいいます。書面の様式は所定ものを使用します。
5. 『協議』とは、当該事項について、監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいいます。書面の様式は特に定めはありません。
6. 『承諾』とは、プラント工事においては、契約図書に明示した事項に加えて、明示していない仕様の詳細な部分等も含めて協議し、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することを言います。

III. 設計変更に関する基本事項

1. 発注者・受注者の留意事項

『北九州市公共工事受発注者パートナーシップ7か条』（資料1）に記述の内容のほか、下記の事項に留意することが必要です。

(1) 発注者

- (ア) 設計図書には、構造物及び既設状況、総合試運転等について、条件明示に努める。
- (イ) 契約の早い段階で受注者との間で設計の考え方を共有することに努める。
- (ウ) 受注者とのコミュニケーションの円滑化を図り、質疑等に対してはワンデーレスポンスの主旨に基づき、迅速な回答に努める。
- (エ) 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- (オ) 設計変更の必要性を明確にする。

(2) 受注者

- (ア) 受注者は、工事の着手にあたっては、設計図書を照査し、着手前に疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合は発注者と協議しながら工事を進める。
- (イ) 受注者は、設計図書の照査やシステム等の検討について、発注者の考え方および既存設備をふまえた上で実施する。
- (ウ) 受注者は、契約約款第18条第1項に該当する事項を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（図面、数量、見積等）により監督員に通知し確認を求める。
- (エ) 受注者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

2. 設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として設計変更には該当しません。（ただし、契約約款第27条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではありません）

- (1) 設計書に明示のない事項について、発注者との『協議』を行わない、又は発注者からの『指示』等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- (2) 契約約款に定められている所定の手続きを経していない場合。
- (3) 受注者の都合により、設計図書の仕様を上回る場合。

IV. 設計変更、契約変更の具体例

1. 契約約款第18条（条件変更等）に該当

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第18条第1項第2号）

（例1）

条件明示する必要がある場合において、既存施設の停止に関する条件明示がない。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項第3号）

（例1）

図面の記載内容が読み取れない場合。

（例2）

想定外の過度な納品が必要となった場合

（例3）

特別な仕様の施工が必要であるにもかかわらず、仕様書等からそれが読み取れない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項第4号）

（例1）

再利用の予定であった部品等が使用不可であることが判明し、新たに製作する必要がある場合

（例2）

現場の条件が設計時の想定と異なることが原因で、仮設方法等を変更する必要がある場合。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第18条第1項第5号）

2. 契約約款第19条（設計図書の変更）に該当

(1) 発注者が変更の必要があると認める場合。

（例1）

関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。

3. 契約約款第20条（工事の中止）に該当

受注者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合。

V. 設計変更、契約変更の手続き

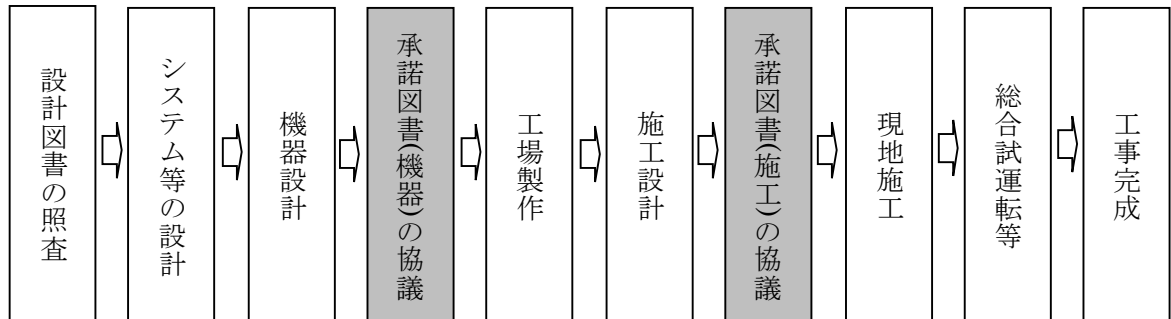
1. 工期及び請負金額の変更

発注者及び受注者は『契約約款第24条、第25条』に基づき、『協議』により必要に応じて工期及び請負金額を定めます。

2. 承諾図書における設計変更

プラント工事においては、設計図書に機器や施工に関する詳細な仕様を明示していない場合が多く、下記のフロー図に示すように、受注者は機器の仕様図面及び施工図等を承諾図書として発注者に提出し、『協議』により詳細仕様を確定する手順となっているのが一般的です。この過程において契約約款第18条1項に該当する設計変更の対象となる事項が判明した場合には、承諾図書の手続きに加えて、設計変更に関する協議事項として書面による手続きを行うこととなります。

契約後の手続きフロー図



VI. 関連事項

1. 仮設・施工方法等の『指定』・『任意』について

(1) 自主施工の原則

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要があるため、設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者が定めるものとされています。

(2) 指定

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法。

(3) 任意

工事目的物を施工するための仮設・施工方法は自主施工の原則により、受注者の責任で実施しなければなりません。『指定』以外を『任意』といいます。『任意』については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とはなりません。ただし、施工条件の変更による場合は発注者と協議を行い設計変更の対象とできる場合もあります。

なお、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を『参考図』として示すこともありますが、参考図で示した内容は『任意』であり、受注者を拘束するものではありません。

2. 総合評価落札方式について

(1) 原則として設計変更不可

総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式であることから、契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、技術提案の内容如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。

(2) 設計変更可能な場合

技術資料に記述した提案であっても、工事施工中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとします。

3. 設計図書の照査の範囲について

受注者が行うべき『設計図書の照査等』の範囲として、工事の一般仕様書（参考：プラント工事一般仕様書第3条）に、契約約款18条第1項第1号から5号（具体例は「IV. 設計変更、契約変更の具体例」を参考）が定められています。この範囲を超える行為として、一般的に「設計根拠の検討まで必要なもの」等が想定されます。

なお、適正な設計図書に基づく各種容量等の確認、既設設備の確認・運転実態の調査・他工事との取り合い確認後の、施設に最適なシステム設計、各種図面類の作成については、受注者の費用負担となります。

資料 1：北九州市公共工事受発注者パートナーシップ 7 か条

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、受発注者が協力し、現在及び将来に向けて、より良質な社会インフラや公共施設を市民に利用していただくため、以下に心得として 7 か条を定める。

なお、工事に係る設計、測量、調査等の委託や、基本計画、交通量調査等の委託についても、この 7 か条を心がけるものとする。

- 1 受注者と発注者は、市民の安全・安心や利便性を常に心がけ、**対等な立場**で協力し、安全で品質の高い公共工事の執行とその担い手の中長期的な育成・確保を図る。
- 2 受注者と発注者は、「工事現場は生き物である」という**現場の大切さ**を共通認識し、工事を受注者に任せきりにすることなく、互いに**良好なコミュニケーション**を図りながら協力し、円滑に工事を推進する。
- 3 受注者と発注者は、より安全で経済的かつ高品質な工事を目指すという目標を共有し、日々、**積極的に技術的な意見交換**を行うなど、互いの技術力を高め合う。
- 4 受注者と発注者は、**事務の簡素化及び効率化**を念頭におき、発注者は必要以上の書類提出を受注者に求めない。
- 5 受注者と発注者は、互いの**役割分担を明確**にして工事に臨み、発注者は、受注者に対し契約内容以外の負担を強いてはならない。
- 6 受注者と発注者は、工事内容に条件変更等が生じた場合、必ず**事前協議**を行い、**双方合意**のうえ、発注者の**指示票等、文書による指示**をもって変更箇所の工事に着手し、**速やかに変更契約**の手続きを行う。
- 7 受注者と発注者は、市民から疑念を持たれることのないよう、**法令遵守**はもとより、常に**公正な公共工事の執行者としての倫理を保持**しなければならない。

平成 27 年

北九州市技術監理室

資料 2 : 受注者安心サポートステーション


「受注者安心サポートステーション」のご案内

～北九州市公共工事及び業務委託の円滑な推進に向けた相談窓口を開設～

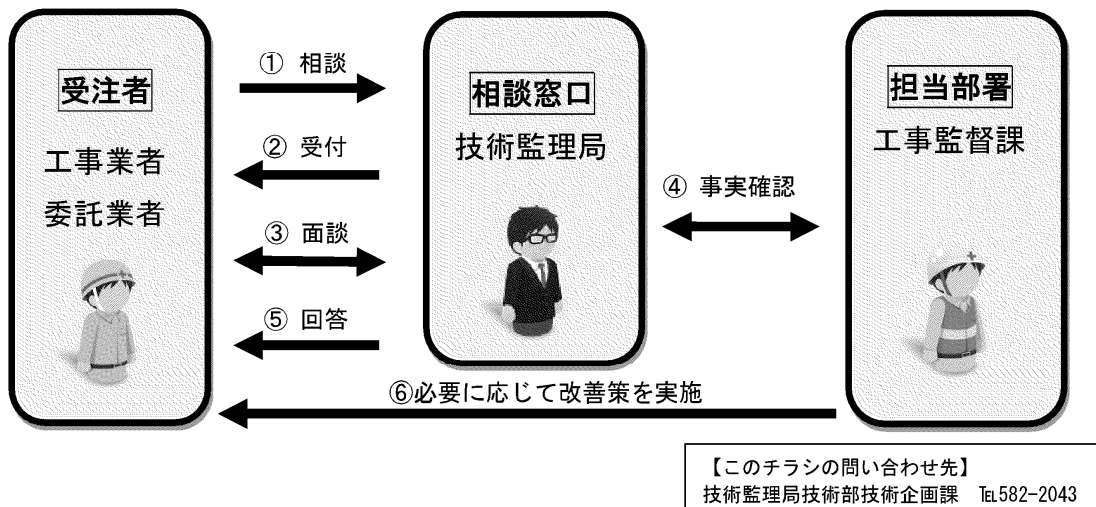
1 設置の目的

公共工事を実施するにあたり、受注者の皆様が市の工事担当部署と協議を行っても解決が図れない事案について、技術監理局に相談窓口を設けることで、公平・公正な視点で受発注者間の問題解決を図るものです。

2 相談窓口について

相談対象	市発注工事（業務委託）を受注している元請け会社
相談内容	市担当部署と協議を行っても解決が図れないもののうち、以下に該当するもの ① 監督に関するもの ② 検査に関するもの ③ 積算・単価などの基準に関するもの ④ 設計変更に関するもの など ※ただし、工事（委託）成績については、従前の要領により受け付けます
相談窓口	北九州市技術監理局技術部技術企画課
相談方法	北九州市ホームページ電子申請 <input type="text" value="受注者安心"/> <input type="button" value="検索"/>  市トップページ > 公共工事 > 公共工事の適正な執行 > 「受注者安心サポートステーション」 ※電子申請で相談を受け付け後、正確な情報を把握するため、面談を行います
受付時間	365日24時間受付可能（※できるだけ速やかに窓口側からご連絡いたします）
秘密厳守	① 相談者の氏名など秘密の保持は徹底します ② 相談することで受注者側が不利益を被ることはありません ③ 匿名の場合は回答できませんが、再発防止に向けた情報ストックとさせていただきます
除外項目	特定の企業や個人を誹謗・中傷するものは受け付けません

3 相談～解決までの流れ



<連絡先>

①本ガイドラインの策定及び技術的な内容に関すること

北九州市技術監理局技術部技術管理課

電話：093-582-2045 FAX：093-592-0690

②契約手続き及び北九州市工事請負契約約款に関すること

北九州市技術監理局契約部契約制度課

電話：093-582-2545 FAX：093-582-3113